

議第147号

令和7年度滋賀県モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

令和7年度滋賀県モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につき議決を求めることについて

令和7年度滋賀県モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金 2,479,024,934円のうち、1,912,141,298円を建設改良積立金に積み立て、566,883,636円を資本金に組み入れることにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議決を求める。

議第147号 令和7年度滋賀県モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につき議決を求めることについて